

第 68 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：グローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）に関する日本政府の対応方針について

提案者：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 堀江由美子

昨年 12 月の UHC フォーラム 2017 において、麻生財務大臣より「女性と子どもの健康の実現のためのグローバル戦略（Every Woman Every Child）」を支援する「グローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）」に 3 千万ドルの拠出を行うことが発表されました。また、国際開発協会（IDA）を含む世界銀行による譲許的資金の動員効果の拡大を確認した上で、さらに 2 千万ドルを追加拠出する用意があることも併せて発表されました。

GFF は、世界銀行グループと国連により、2015 年 7 月のアディスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議において、また SDGs 達成のための資金調達方法についてのグローバルな議論の一環として、「女性と子どもの健康の実現のためのグローバル戦略（Every Woman Every Child）」を支援する革新的資金調達メカニズムとして立ち上げられました。途上国における女性と子どもの保健・栄養にかかる優先課題を支援するため、複数の資金源を相乗的に動員することを目指した各国主導型の開発金融モデルですが、2017 年 9 月の国連総会において、GFF は 20 億ドルの調達を目標に増資を呼びかけ、今年 11 月 6 日には増資会合がノルウェー、ブルキナファソ、世界銀行グループ、ビル&メリンダ・ゲイツ財団の共催によりオスロで実施されます。GFF は、20 億ドルの調達により、今後 5 年間に合計 50 カ国を支援できるとし、また GFF 信託資金に投じられた資金は、各国の国内政府資金、世界銀行の IDA および国際復興開発銀行（IBRD）、目的を同一にする国外資金、民間セクターなどいくつかの財源を確保するための触媒的機能を果たすことにより、年間推定 330 億ドルの資金不足の解消が可能になる見込みだとしています。

セーブ・ザ・チルドレンは、GFF は無償資金を提供する他の多くの基金と異なり、従来の開発資金のアプローチから脱却し、政府の保健・栄養サービスへの資金拠出に変革をもたらす可能性を持つとして評価しており、その増資への支援をドナーに呼びかける一方で、保健システムに対する十分で、衡平かつ持続可能な資金調達メカニズムの構築のため、特に以下の点における改善を求めています（添付資料を参照のこと）。

- GFF の支援するサービスや活動は、特にプライマリー・ヘルス・ケアを通じた継続的なサービスを通じて、「性と生殖・妊産婦・新生児・子ども・思春期の保健と栄養（SRMNCAH+N）」への普遍的なアクセスの促進を保証するものでなければなりません。

- 開発途上国への融資は、公的サービスへの短期的な投資として重要である一方で、累積債務により低・中所得国政府の公的サービスにかけられる支出の減少を引き起こすリスクがあり、GFF はどのように対象国を債務から保護するかをより明確にする必要があります。

- 保健や栄養サービスの提供と、アクセスへの経済的な障壁を取り除くためには国内資金動員が不可欠ですが、現状の GFF における国内資金動員のアプローチは未だ限定的です。GFF は、累進課税制度の導入を含む持続可能な国内資金増に向けた効果的で総合的な保健財政戦略と、予算化された国家保健・栄養戦略を基盤とし、これを支援する必要があります。

- GFF の主要原則には途上国の主体性があり、このアプローチは適切である一方で、政府のガバナンスやそのコンサルテーションの構造に大きく影響されます。GFF は、市民社会が十分かつ効果的な説明責任促進のための役割を果たせるよう、あらゆるレベルにおいて、透明性、アクセス、市民社会への資金援助を向上する必要があります。

- 栄養不良は世界で最も蔓延している課題で、子どもの生命の可能性に多大な影響をもたらし、母子保健の土台となるにもかかわらず対処が遅れ、また深刻な資金不足の課題を抱えており、GFF もこれに積極的に取り組むとしています。一方で、これまでの GFF の投資案件における栄養不良に対する取り組みのレベルは様々で、すべての案件で栄養が完全に統合され、GFF の評価枠組に栄養の指標を追加することが必要です。

<質問>

1. 日本政府の昨年 12 月の GFF への拠出表明に至る考え方を教えてください。また同じく昨年 12 月に表明された「譲許的資金の動員効果の拡大」の確認を含み、現在 GFF の成果をどのように評価されているのでしょうか。

2. 今年 11 月の増資会合に向け、GFF へのさらなる拠出を日本政府として行われるのかどうか、検討状況を教えてください。

3. 2020 年に日本政府が主催する栄養サミットにおいて、栄養改善への大幅な資金動員を日本がリードすることが期待されています。栄養への資金拠出のための様々な枠組みの中で、GFF についてはどのように位置づけておられますか。

議題 2：バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業について（JICA 融資案件）

提案者：「環境・持続社会」研究センター 田辺有輝・宋漢娜

背景：

バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（チッタゴ管区コックスバザール県マタバリ地区、600MWx2 基）は国際協力機構（JICA）の円借款によって現在建設中である。

質問：

1. 現地の NGO によれば、同事業の建設に伴い、用水路が埋め立てられたことによって、マタバリ地区に浸水害（Water logging）が発生・悪化したとのことである。この被害で食料、飲料水などが確

保できず、また、子供が溺死する等、深刻な状況が続いているが、被害住民たちは適切な救済措置や補償を受けられずにいると現地の NGO から報告を受けている。JICA が支援する事業によって被害を受けた住民たちが救済・補償を受けられないのは、JICA の環境社会配慮ガイドライン違反であると考えられるが、これについて財務省の見解を伺いたい。

2. これまで塩田及びエビの養殖場に従事して生計を立ててきた住民たちの多くが同発電所の建設によって失業した。現地の NGO によれば、被影響住民の大多数が再就業の機会が得られず、未だに失業に苦しんでいるとのことである。住民移転計画（RAP）によると、プロジェクトの影響を直接受けると想定される被影響住民は 343 世帯（2031 名）であり、その 70% が塩田またはエビ養殖従事者である。また、塩田及びエビ養殖場の土地所有者・使用者以外にも、彼らに雇われて生計を立てている人数が 1057 名である。しかし、JICA によると、被影響住民に対して実施される職業訓練を受講済ないし受講中であるのは 194 名（2018 年 5 月時点）であり、再就職ができたのはその一部のみである。現地では失業問題を巡る住民の抗議運動が繰り返し起きており、その点で、JICA のプロジェクトによって生計手段を失った人々に対して適切に対策が実施されたとは言い難い。つまり、JICA の環境社会配慮ガイドラインで明示されている雇用や生計手段の喪失及び補償について適切に配慮・実施されておらず、ガイドライン違反であると考えられる。これについて財務省の見解を伺いたい。
3. 現地の NGO によれば、雇用と補償を巡る住民抗議が繰り返し起きているとのことである。2017 年 3 月から 2018 年 7 月までに少なくとも 13 回の抗議運動が行われたとのこと、適切な社会的合意が確保できているとは考えにくい。すなわち、JICA の環境社会配慮ガイドラインに違反していると考えられるが、これについて財務省の見解を伺いたい。

議題 3：ケニア・ラム石炭火力発電事業について（アフリカ開発銀行融資検討中）

提案者：「環境・持続社会」研究センター 田辺有輝・宋漢娜

背景：

ケニアのラム石炭火力発電事業は、超臨界圧ボイラーを使用した 1050MW（350MW × 3 基）規模の石炭火力発電所として、アフリカ開発銀行（AfDB）及び中国工商銀行（ICBC）が融資を検討している。石炭の調達については、国内での調達ができないため、石炭ターミナルを建設し、南アフリカ共和国、モザンビーク、インドネシア、オーストラリア等から約 360 万トンの石炭を搬入する予定である。また、港において長さ 15km の石炭コンベヤゴムベルト、貯炭場、灰捨場、淡水設備等の建設も伴う。同事業は、ケニアのラム島最大の都市として世界文化遺産に登録されたラム旧市街が位置するラム地区に建設される予定で、世界遺産への悪影響が懸念される¹。

質問：

¹ “Report on the Reactive Monitoring Mission to Lamu Coal Town (Kenya), 9-11 February 2015,” <https://whc.unesco.org/en/documents/135436/>

1. 日本政府は 2016 年 8 月のアフリカ開発会議（TICAD VI）において、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ（EPSA3）やアフリカ貿易投資促進ファシリティ（FAITH2）といったアフリカ向け支援枠組みを公表、及び 2017 年 7 月には石炭技術を活用したエネルギー案件を支援する「日本・アフリカ エネルギー・イニシアティブ」を打ち出した。アフリカ開発銀行が支援するケニアのラム石炭火力発電プロジェクトは、これらのイニシアティブの該当案件か。本事業に対する日本政府の関与状況を教えて頂きたい。
2. 本事業は超臨界圧ボイラーを使用した 1050MW（350MW x 3 基）規模の石炭火力発電所であるが、この規模の事業支援は OECD アレンジメントで許容されておらず、同アレンジメントを準用している日本の政府方針にも反すると考えるが、財務省の見解を伺いたい。
3. 2012 年に実施された本案件の環境社会影響評価（ESIA）は、以下の点等でアフリカ開発銀行のセーフガード・ポリシー（Integrated Safeguards System）を十分に満たしていないと現地の NGO から指摘されているが（参考資料参照）、財務省の見解を伺いたい。
 - ESIA が同事業の影響を包括的に評価していない。
 - 被影響住民の選定が不適切である。
 - 現地の生計手段への影響評価が不適切である。
 - 大気質や大気汚染影響に関する調査の期間が不適切である。
4. 2018 年の 6 月から 7 月の間だけで 7 回以上の抗議活動がメディアに取り上げられる等、本事業に対する住民の反対運動が繰り返し起きている。その点で、適切に社会的合意が確保できているとは言えない状況である。アフリカ開発銀行のセーフガード・ポリシー（Integrated Safeguards System）で求められている「broad community support」が確保されていない状況だと考えられるが、財務省の見解はいかがか。

議題 4：国際協力銀行（JBIC）の異議申立書の回付漏れに見られるようなガイドライン運用体制の不備と再発防止について

提案者：メコン・ウォッチ 遠藤諭子／国際環境 NGO FoE Japan 深草亜悠美

背景：

JBIC が融資するベトナム・ハイフォン石炭火力発電所事業について、2017 年 11 月に住民から『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』（以下、ガイドライン）の違反を指摘する、環境ガイドライン担当審査役（以下、審査役）宛ての異議申立書が、同行ハノイ駐在員事務所（以下、ハノイ事務所）に郵送で提出された。しかし、同申立書はハノイ事務所から審査役に回付されることなく[*1]、NGO からの指摘があるまで約半年間放置されていた。

JBIC はこの業務上の過失について、同行のホームページ上で、2018 年 6 月 15 日に「環境ガイドラインに関する異議申立書の当行における回付漏れについて」として公表し、全行的な受領文書の内容確認の徹底を通じ、再発防止に努めるとしている[*1]。

これに対し、NGOは2018年7月13日付で、JBIC総裁宛ての要請書（添付資料）を提出し、以下に示した2点のように、地域住民の声を蔑ろにしたJBICによるガイドライン／異議申立手続の運用体制・姿勢に対して厳重に抗議するとともに、早急な原因究明の調査とその公開、また、具体的な再発防止策の策定とその実施の徹底を要請した。

①審査役が同申立書に係る受理通知を発出したのは2018年5月23日付であり[*1]、「受領後、原則として5営業日以内に」受理通知を出し、予備調査を開始するという異議申立手続の規定が守られなかった他、異議申立手続の基本原則である「効率性」と「迅速性」を大きく損ねる結果となった。

②JBICは回付漏れの原因に関して、ハノイ事務所において、受領した文書が異議申立書であるとの認識に至らなかったためと説明している[*1]が、仮にそうだとした場合、同行はガイドラインの「モニタリング」規定に基づき、適切な対応を取る責任があった。すなわち、同文書がハノイ事務所に届いた後、本店に報告されることなく、事業者への確認などの対応も取られていなかった[*2]ことは、JBICによる業務上の深刻な過失であり、JBICのガイドライン／異議申立手続の運用体制・姿勢に大きな疑問を生じさせるものである。

質問：

1) JBICの現地スタッフが現地語で書かれた文書を異議申立書と認識できず、また、JBICの担当者間でも基本的な情報伝達が行われておらず、結果として、約半年間、住民から寄せられた懸念や苦情について適切な対応が何ら取られていなかったことは、JBICによる業務上の深刻な過失である。このようなガイドライン／異議申立手続の機能不全はあってはならないことであり、声をあげている住民・NGOが現地当局等から監視・脅迫・嫌がらせ・不当逮捕など深刻な人権侵害を受ける可能性も少なくないことを鑑みれば、尚更である。今回のJBICによる業務過失に対する財務省の見解を伺いたい。また、今回の事態を受け、財務省として、これまでにどのような対応をとられたかご教示願いたい。

2) こうした業務過失の再発防止には、JBICが示すような「全行的な受領文書の内容確認の徹底」だけでは不十分であると考えている。有効な再発防止策を策定するため、JBICによるこうした業務上の過失が発生した詳しい経緯・背景も含め、まずは、さらなる原因究明と実態調査を行なうべきと考えるが、いかがか。また、外部からの確認が難しい今回のようなJBICによる業務上の過失に関し、JBICの十分な説明責任を果たすためにも、同調査結果は公開されるべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

3) 2009年のガイドライン改訂プロセスでは、「プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOからの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対するJBICの評価について回答するなど、適切な対応を取る」という文言をガイドラインに盛り込むことがNGOから提言されたが、当時はJBICが運用改善に努めるという結論となっていた。今回のようなJBICによる業務上の深刻な過失を受け、当時のNGOの提言も踏まえながら、具体的かつ有効な再発防止策を講じるべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

4) 今回のような業務上の過失は、JBICが日頃から住民を軽視、もしくは、ガイドライン／異議申立手続を軽視している顕れと捉えられてもおかしくない。今回のベトナムのケースだけでなく、他国のケー

スでも同様の状況が起きているのではないかと懸念される。JBICにおいては、ガイドラインと異議申立手続の機能不全を招く深刻な過失が他にも生じていないか、全行的な確認を徹底して行い、結果を公開すべきと考えるが、いかがか。また、仮に同様の状況が起きていたとすれば、そのケースについても原因究明や実態調査を行ない、その結果を公開すべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

5) ガイドラインでは、「環境社会配慮確認が十分かつ効果的に達成されるよう、常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める」とされている。しかし、今回のような業務過失のケースが明らかになった。財務省として、こうしたJBICのガイドライン／異議申立手続の運用状況をこれまでどのように監督されてきたか、具体的にご教示いただきたい。また、今回のJBICによる業務過失を受け、今後、JBICのガイドライン／異議申立手続の運用状況に関し、財務省としての監督体制・方法について見直しを検討される可能性はあるか。

[*1]JBIC ホームページ 2018 年 6 月 15 日お知らせ「環境ガイドラインに関する異議申立書の当行における回付漏れについて」 <https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2018/0615-011113.html>

[*2] JBIC と NGO との 2018 年 6 月 15 日面談での JBIC 説明

<添付資料>

・(2018 年 7 月 13 日付) 国際協力銀行総裁宛「【再発防止要請】機能不全を招いた環境社会ガイドライン運用体制に嚴重抗議 原因究明調査・公開、および、再発防止策の作成・徹底を」

議題 5：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電事業（IDA、IBRD、MIGA、ADB）の移転目標の未達成と移転実施期間の終了について

提案者：メコン・ウォッチ 東智美

背景：

ラオスのナムトゥン 2 水力発電事業（以下、NT2）は、2005 年に世界銀行、アジア開発銀行の支援を受けて建設が開始され、2010 年から操業されている。2017 年 12 月 31 日に、世銀はナムトゥン 2 社会環境プロジェクト（Project ID: P049290。以下、「プロジェクト」）の終了を宣言した。

一方、移転実施期間（Resettlement Implementation Period: RIP）は、事業について独立した見解を述べる立場の国際環境社会専門家委員会（International Environmental and Social Panel of Experts: POE）の提言を受けて、もともとの終了予定の 2015 年末から 2 年間延長し、2017 年 12 月 31 日までとされていたが、2018 年 5 月に発行された第 27 次 POE 報告書（※1）によれば、更に 2018 年 6 月 30 日頃まで再延長された。POE は、コンセッション契約（CA）のなかで、RIP 終了の要件となる Resettlement Objectives and Provisions（ROPs）の達成についてレビューを行う立場にある POE によると、2017 年 12 月 31 日時点で ROPs の達成には至っておらず、RIP の再延長に至った。

前回（第 67 回）財務省 NGO 定期協議では、RIP の終了を受けて、世銀がプロジェクトの終了を宣言したという誤った認識に基づいて質問をあげたが、実際には、POE によって ROPs の未達成が報告され、RIP が終了していない状況において、世銀はプロジェクトを終了したということになる。

尚、第 27 次 POE 報告書については、4 月 10 日から、複数回、世銀の担当者にメールで公開時期を問

い合わせていたが、公開されたことについて直接の回答はなく、6月27日付の世銀担当者から開発機関課課長補佐へのメールに同報される形で、報告書の公開を把握したという経緯がある。

質問：

1. 財務省が、2017年12月31日時点でRIPが終了せず、再延長されたという事実を把握した時期はいつか？
2. RIPが終了していないのにも関わらず、世銀がプロジェクトを終了したことは無責任だと考えるが、日本政府の見解はいかがか？
3. 現在、RIPは終了しているのか？その場合、ROPsが達成されたかどうか、日本政府としては確認しているか？

参考資料：

※1：The 27th Report of POE. May 1018.

<http://documents.worldbank.org/curated/en/820971529409010323/pdf/POE27-18-6-2018-13-18-45-POE-FinalReport.pdf>

議題6：ラオス・水力発電セクター支援に関する今後の日本政府の対応について

提案者：メコン・ウォッチ 木口由香

背景：

2018年7月23日、ラオス人民民主共和国南部のメコン河支流、セコン川水系に建設中のセピアン・セナムノイ水力発電ダム（以下、XP-XNN）の貯水池に作られたサドル・ダム(*1)の上部が崩壊し、下流に位置する同国アッタプー県サナムサイ郡の13か村が浸水、うち6か村が水とともに流れてきた膨大な土砂に埋まり、壊滅状態になる事故が発生した。国連の8月23日付の報告では、被害住民は農地を失った人などを含めラオス国内だけで13,000名に上る。39名の死亡が確認され、4,270人が避難所での生活を強いられており、行方不明者は97名とされている(*2)。しかし、ラオス政府は事故当初からその数を更新しておらず、実際の行方不明者は千人規模になるのではないかと推測もされている(*3)。地域の住民の多くは少数民族である。また、ダムの水は国境を越えてカンボジアに達し、同国ストウン・トレン州でも1,200世帯が避難するなど、被害が広がった(*4)。

XP-XNN事業は、韓国とタイの民間企業およびラオス国営企業Lao Holding State Enterprise (LHSE)が共同出資した合弁会社、Xe-Pian Xe-Namnoy Power Company (PNPC)が主体となり実施するbuild-operate-transfer (BOT)事業で、発電能力は410メガワット、発電した電気の9割はタイに輸出される予定である。建設は、参画企業の韓国SK Engineering and Construction社が進めていた。同ダムは、ラオス南部の高原に作られた貯水池から630メートル以上の落差のある発電所に導水する設計であり(*5)、貯水池を支えるサドル・ダムが決壊した際に、推定50億トンもの水(*6)が川を流れ下り、流域の村を押し流す大惨事に至っている。

ダムが決壊した主たる原因は降雨などの自然現象ではなく、ダムの建設・管理の不備による人的要因であるとみられ、ラオス政府は事故原因の技術面での調査と関係者の汚職について調査を行う他、国内で既存・建設中のダムの安全を確認し、新規の事業を中断するとともに、今後の水力発電開発戦略を見直す旨発表している(*7)。

ラオスではこれまでも、水力発電所建設現場で事故が発生している。2017年7月には、関西電力が建設中のナムニアップ1水力発電ダム(*8)建設現場で高圧ガスボンベが破裂、下請け企業のベトナム人作業員6人が死亡した(*9)。また同9月には北部で建設中のナムアオダムが決壊する大事故もあった(*10)。

日本政府は、ラオスの水力発電セクターの発展のため、これまで国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）を通じて複数のダム事業の支援を行っている。また、ナムトゥン2ダム開発を契機に世界銀行（世銀）は、2010-2014年に人材育成を目的とした「水力発電および鉱山部門における開発能力への技術支援（Technical Assistance for Capacity Development in Hydropower and Mining Sector）」も実施している(*11)。同事業には、2019年9月までの期間で追加融資が行われている(*12)。

このように、日本政府はラオスの水力発電セクターの拡大に深く関与してきており、今回の事故は個別事業の問題にとどまらず、セクター全体に関わる事例であるとの観点から以下の質問を行う。

質問：

1. ラオス政府による既存・建設中のダムの安全性確保のためにも、XP-XNNで発生した事故の徹底した検証は不可欠と思われる。世銀の「水力発電および鉱山部門における開発能力への技術支援」はそうした検証に寄与するものか？寄与する場合、日本政府として世銀に対して同TAを通して徹底的な検証を支援するよう働きかける予定はあるか？
2. 上記以外の、世銀やADBにおけるスキーム、もしくはJICAなど二国間協力におけるスキームで、ラオス政府による事故検証に協力する予定はあるか。
3. 主要なドナー国の一つでラオスの水力発電セクターの拡大に寄与してきた日本政府としては、ラオス政府に対し、昨今の予測不能な天候に対応できない可能性の高い既存のダムは運営の停止を、環境・社会影響に比して収益の見合わないダム計画については中止を検討するよう求めるべきであると考えますが、財務省の見解はいかがか。また、今後、そうした開発戦略の見直しに日本政府として協力する予定はあるか。

*注・引用元

1) 山間の鞍部などをふさぐ補助的なダム。この事業の場合、ダムの貯水池の周囲に5つのサドル・ダムがあった。決壊したのはサドル・ダムD。

2) United Nations in Laos. The latest situation report on the floods in Sanamxay district, Attapeu province, Lao PDR

(<http://www.la.one.un.org/flood-tracker/417-the-latest-situation-report-on-the-floods-in-sanamxay-district-attapeu-province-lao-pdr-3>)

3) 朝日新聞 8月14日報道 (<https://digital.asahi.com/articles/ASL8B1F7JL89UHBI022.html>)、The

Guardian. 8月21日報道

(<https://www.theguardian.com/world/2018/aug/21/laos-dam-collapse-work-continues-on-huge-projects-despite-promised-halt>) など。

4) The Guardian. 2018年7月25日報道 “Laos dam collapse sends floods into Cambodia, forcing thousands to flee”

(<https://www.theguardian.com/world/2018/jul/26/laos-dam-collapse-sends-floods-into-cambodia-forcing-thousands-to-flee>)

5) Xe Pian Xe Namnoy Hydroelectric Power Project.

(<https://www.power-technology.com/projects/xe-pian-xe-namnoy-hydroelectric-power-project/>) 参照

6) ラオス語ニュースサイト idsala.com で、企業からラオス政府関係機関に宛てたとされる書簡 (Urgently Evacuation notice to downstream of Xe-Pian River)が掲載されており、そこからの引用。

(<https://www.idsala.com/2018/07/5000.html>) (7月28日閲覧)

7) Vientiane Times. 8月8日報道 “Govt to inspect all dam standards, shelve new hydro projects ”

(http://www.vientianetimes.org.la/FreeContent/FreeContent_Govt_183.php)。報道ではラオス政府の行う検証に東京電力が関与するとされている。

8) ナムニアップ1には国際協力事業団（現国際協力機構=JICA）が実施可能性調査を実施、国際協力銀行、アジア開発銀行（ADB）が民間金融機関と協調融資を行っている。

9) 毎日新聞. 2017年8月1日「関西電力出資のダム工事作業員6人死亡」

(<https://mainichi.jp/articles/20170801/k00/00e/030/223000c>) など。

10) Vientiane Times. 2017年9月13日報道 “Hydro company denies responsibility for Xaysomboun flash flood”

11) World Bank. “TA for Capacity Development in Hydropower and Mining Sector”

(<http://projects.worldbank.org/P109736/ta-capacity-development-hydropower-mining-sector?lang=en>)

12) World Bank.

(<http://documents.worldbank.org/curated/en/722601529086760578/pdf/Disclosable-Restructuring-Paper-TA-for-Capacity-Development-in-Hydropower-and-Mining-Sector-P109736.pdf>)